

栃木県わがまち創生・交流促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の補助する栃木県わがまち創生・交流促進事業補助金(以下「補助金」という。)については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)及び栃木県わがまち創生・交流促進事業実施要綱(以下「要綱」という。)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助の目的等)

第2条 補助金の目的、補助の対象である事業の内容、その補助率又は限度額及び補助の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で補助する。

補助の目的	補助の対象である事業の内容	補助率又は限度額	補助の相手方
地域の特色を活かしながら住民自らが実践する地域づくり活動や、市町の範囲を越えて地域活性化を図るための広域的な取組を支援することで、各地域における地方創生の実現に資することを目的とする。	1 単独事業 地域づくり団体等が取り組むソフト事業(試行的な取組を含む)	別表1のとおり	県内市町
	2 連携事業 複数の市町又は複数の市町の地域づくり団体等が、市町の範囲を越えて広域的に取り組むソフト事業	別表2のとおり	

(補助の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県わがまち創生・交流促進事業補助金補助申請書	規則の別記様式第1	1	1 事業計画書 2 その他の知事が指定する書類	要綱の別記様式第1号	1	知事が別に定める日

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更(次条の軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業計画(単位事業)の事業主体、目的、概要、事業期間その他主要な内容の変更
- (2) 事業計画の補助申請額の増又は30%以上の減

(変更の承認)

第6条 第4条の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(別記様式第1号)に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県わがまち創生・交流促進事業状況報告書	規則の別記様式第2	1	事業実績書	要綱の別記様式第1号	1	知事が別に定める日

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県わがまち創生・交流促進事業実績報告書	規則の別記様式第2	1	事業実績書	要綱の別記様式第1号	1	知事が別に定める日

(補助金の請求)

第9条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県わがまち創生・交流促進事業補助金補助請求書	規則の別記様式第4	1	1 補助決定通知書の写し 2 補助金額確定通知書の写し 3 事業実績書	要綱の別記様式第1号	1	知事が別に定める日

(書類の整備等)

第10条 規則第23条で規定される帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分制限期間)

第11条 規則第24条第1項ただし書の規定による財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。

附 則

- 1 この要領は、令和8(2026)年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和8(2026)年度分から令和12(2030)年度分の補助金に適用する。

別表1 (第2条関係)

○単独事業

区分	事業類型 事業主体	地域振興推進型			地域課題挑戦型		
		県の支援期間における総補助限度額 (補助金ベース)	補助率 (※)		県の支援期間における総補助限度額 (補助金ベース)	補助率 (※)	
通常枠	地域づくり 団体等	単位事業当たり 3,000千円	1/2 以内	2/3 以内	単位事業当たり 5,000千円	1/2 以内	2/3 以内
チャレンジ 枠		単位事業当たり 500千円	1/2 以内		単位事業当たり 500千円	1/2 以内	

- ・地域条件枠に該当する地区は、ア〜カに掲げる条件のいずれかに該当する地域とする
 - ア 山村振興法(昭和40年法律第64号)第2条に規定する山村
 - イ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定の農山村地域
 - ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域
 - エ 農林統計上の中山間地域(中間農業地域及び山間農業地域)(旧市町村単位)
 - オ アからエまでの地域に隣接する市町(旧市町村単位)
 - カ 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来人口推計 令和5(2023)年推計』により令和2(2020)年から令和32(2050)年までの30年間で、20歳から39歳の若年女性人口が50パーセント以上減少すると推計された自治体
 - ・地域条件枠の補助率が適用される事業は、上記条件に該当する地区で実施される事業とする。
 - ・チャレンジ枠に該当する事業は、新たな地域づくり活動を始める地域づくり団体等が1市町において試行的に取り組むソフト事業に限る
- (※) 補助率は、交付対象経費に対し市町が交付する額に対する率

別表2 (第2条関係)

○連携事業

区分	事業類型 事業主体	地域振興推進型		地域課題挑戦型	
		県の支援期間における総補助限度額(補助金ベース)	補助率(※)	県の支援期間における総補助限度額(補助金ベース)	補助率(※)
通常枠	地域づくり 団体等 ・ 市町	単位事業当たり一市町 5,000千円	2/3 以内	単位事業当たり一市町 7,000千円	2/3 以内

(※) 事業主体が地域づくり団体等の場合の補助率は、交付対象経費に対し市町が交付する額に対する率